

自転車損害賠償保険等への

加入が義務となります

(平成31年4月1日から)



伊達武將隊
伊達政宗

乗るなら保険に入るべし!

交通ルールを守るべし!

仙台市自転車の
安全利用に関する
条例が
制定されました

(平成31年1月1日施行)

※自転車損害賠償保険等：自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命または身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいいます。

©奥州・仙台おもてなし集団 伊達武將隊

仙台市



小学生・中学生・高校生の保護者の皆さまへ

仙台市では、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を制定し、保護者の皆さまに対しても、お子さんへの自転車の安全利用教育等について定めています。
お子さんの大切な命を守るためにも次の内容を確認し、事故を防ぎましょう。

自転車の安全利用教育の実施

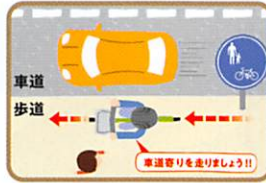
保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めるとしております。次の自転車の交通ルールを守ることに、家庭内で話し合ひましょう。



車道通行が原則
(13歳未満などを除く)



車道は左側を通行



歩道は歩行者優先で
車道寄りを徐行



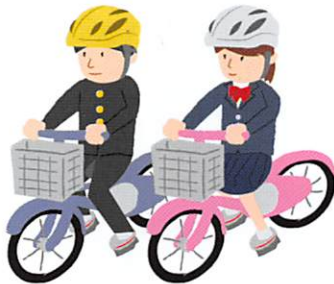
安全ルールを守る
(信号遵守、ライトの点灯等)



自転車利用中の
危険な行為の禁止
(携帯電話やイヤホンの使用等)

ヘルメットの着用

保護者は、その監護する未成年者に対して、ヘルメットを着用させるよう努めるとしてあります。事故による深刻な被害を防ぐため、お子さんが自転車を利用する際は、ヘルメットを着用させましょう。



自転車の点検・整備

保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車を定期的に点検・整備するよう努めるとしてあります。整備不良などの自転車による事故を防ぐため、お子さんの利用する自転車を定期的に点検・整備しましょう。



自転車損害賠償保険等への加入義務化(平成31年4月1日から)

保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額な賠償を請求される事例が発生しています。高額な賠償請求に対応できる自転車損害賠償保険等に必ず加入しましょう。

(自動車保険や火災保険等に付帯する「個人賠償責任特約」などで既に加入されている場合がありますので、まずはご家族で加入されている保険の内容についてご確認ください。)

～高額賠償事例～

判決認容額^(※) **9,521万円**

自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突、女性は意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

※判決認容額:判決文で加害者が支払いを命じられた金額

お問い合わせ先 仙台市市民局自転車交通安全課 TEL.022-214-1075

詳しくは、本市ホームページをご覧ください。 [仙台市 自転車条例](#) [検索](#)